

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111  
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>  
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用  
二次元コード

発行 新宿区  
編集 新宿区選挙管理委員会  
☎(5273) 3740

投票日

12月14日(日)

午前7時～午後8時

衆議院議員選挙  
最高裁判所裁判官国民審査

区内で転居した方は  
11月21日(金)までに区内で転居の届け出  
をした方は、新住所の投票所で投票して  
ください。  
11月22日(出)以降に転居の届け出をした  
方は、前住所の投票所で投票してください。

衆議院の解散に伴う衆議院議員選挙及び  
最高裁判所裁判官国民審査が、12月14  
日(日)に行われます。  
国政にわたしたちの声を届ける大事な  
選挙です。棄権することなく投票に行き  
ましょう。  
「問合せ」区選挙管理委員会事務局(第1  
分庁舎3階) ☎(5273)3740・  
☎(5273)5230へ。  
投票できる方  
満20歳以上(平成6年12月15日以前に  
生まれた方)の日本国民で、新宿区の選挙  
人名簿に登録されている方です。  
今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録  
される方は、平成26年9月1日までに新  
宿区に転入の届け出をし、12月1日現在、  
新宿区に引き続き住民登録のある方です。  
平成26年9月2日以降に新宿区に  
転入の届け出をした方は  
新宿区では投票できません。前住所地  
の選挙管理委員会にお問い合わせ下さ  
い。  
新宿区から転出した方は  
新住所地の選挙人名簿に登録された方  
(9月1日までに転入の届け出をした方)  
は、新住所地で投票してください。  
ただし、新住所地の選挙人名簿に登録  
されない方(9月2日以降に転入の届け出  
をした方)のうち、新宿区の選挙人名簿に  
登録がある方は、新宿区で投票できま  
す。  
※新宿区の選挙人名簿に登録されてい  
る方が他の区市町村に転出した後、1ヶ  
月以内に新宿区に再び転入届を出し、投  
票する日現在引き続き3ヶ月以上新宿区  
に住んでいる場合、投票することができ  
ます。  
転出した日付によって、選挙管理委員  
会の確認が必要になる場合がありますの  
で、該当する方は新宿区選挙管理委員  
会までご連絡ください。

◆期日前投票のご利用を◆

投票日当日、仕事や旅行、レジャーなどで投票所に行くことができない方は  
期日前投票ができます。

●期日前投票ができる場所・期間

期日前投票所名	所在地	期間
区役所第一分庁舎1階	歌舞伎町1-5-1	12月3日(水)～13日(土) ※最高裁判所裁判官国民審査 は12月7日(日)から
四谷特別出張所	内藤町87	12月7日(日)～13日(土)
笹塚特別出張所	笹塚町15	
榎町特別出張所	早稲田町85	
若松町特別出張所	若松町12-6	
大久保特別出張所	大久保2-12-7	
戸塚特別出張所	高田馬場2-18-1	
落合第一特別出張所	下落合4-6-7	
落合第二特別出張所	中落合4-17-13	
柏木特別出張所	北新宿2-3-7	
角筈特別出張所	西新宿4-33-7	

時間はいずれも、午前8時30分～午後8時

●持参するものは？

投票所整理券がお手元に届いていれば、整理券裏面の「期日前投票宣誓書  
(兼請求書)」に必要事項を記入のうえお持ちください。  
投票所整理券が届いていない、または紛失したなどの場合は、期日前投票  
所に備え付けてある「期日前投票宣誓書(兼請求書)」をご利用ください。印鑑  
は不要です。

●住所によって期日前投票所は決められていますか？

期日前投票は、上表のいずれの期日前投票所でもすることができます。  
ただし、投票日当日(12月14日(日))は、決められた投票所でのみの投票とな  
ります。投票所整理券でご確認ください。

●長期の旅行などで期日前投票に行けない場合は？

長期の旅行などで投票日当日の投票所や期日前投票所に行けない場合は、  
滞在地で不在者投票をすることができます。【裏面でご案内しています】

◆投票所整理券◆

12月2日(火)から、住民票の世帯ごとにとまとめて  
封書でお送りします。投票の際はご自分の投票所  
整理券を確認のうえお持ちください。新宿区に選  
挙人名簿がある方は、投票所整理券が届かない場  
合や紛失した場合でも投票できます。投票所・期  
日前投票所の係員にお申し出ください。



【整理券封筒】

◆投票の方法◆

投票所での投票は、先に「衆議院(小選挙区選出)議員選挙」を行い、次に  
「衆議院(比例代表選出)議員選挙」と「最高裁判所裁判官国民審査」を同時  
に行います。投票用紙への記載方法は次のとおりです。お間違いないよう  
記載してください。

- 衆議院(小選挙区選出)議員選挙の投票用紙(うぐいす色)  
「候補者の氏名」を記入します。記載台にある衆議院小選挙区候補者の一  
覧(衆議院(小選挙区選出)議員選挙候補者氏名等掲示)から選んでください。
- 衆議院(比例代表選出)議員選挙の投票用紙(白色)  
「政党等の名称(略称可)」を記入します。記載台にある政党等名の一覧(名  
簿届出政党等の名称等掲示)から選んでください。
- 最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙(クリーム色)

投票用紙には裁判官の氏名が印刷してあります。「辞めさせたい裁判官」  
の氏名の上の欄に「×」を書きます。辞めさせなくてよいと思う裁判官には  
何も書かないでください。



衆議院小選挙区選挙



衆議院比例代表選挙



国民審査

◆在外投票◆

国外に在住し、在外選挙人名簿に登録されている方は、国外でも衆議院議  
員選挙の投票ができます。

また、一時帰国している方や、帰国後に国内の選挙人名簿にまだ登録され  
ていない方は、在外選挙人証を提示することによって、国内で「期日前投票」  
「旅行地・転出先での不在者投票」「投票日当日の投票」のいずれかの方法に  
より投票できます。詳しくは区選挙管理委員会までお問合せください。

今回の選挙では、投票所の変更はありません。開票所については新宿  
スポーツセンター(大久保3-5-1)になります。